

差出人： 社労士法人 人事サポート 山崎和男
宛先： yamazaki@romu.co.jp
件名： 小学生のリモート授業対応及び濃厚接触者の待機期間の変更について
日付： 2022年2月1日 16:58:02

社労士法人 人事サポート 山崎和男様

毎日、オミクロン株の感染者数に一喜一憂しています。
増える人数を眺めていると精神的によくないですね。

さて、皆様のご存じの通り、茨城県は、「まん延防止等重点措置」の適用を受け、「県内すべての小学校(義務教育の学校の前期課程を含む)でリモート学習と分散登校との併用」をするなど、
学校における感染拡大防止取り組みを徹底するよう市町村に要請しました。

この場合、主に母親(父、祖母、祖父も可)が小学生のリモート授業等に対応するため、会社を休むこと
になります。

このときの給与をどうするかという問題が発生します。

対応方法としては、

- ① 欠勤扱いとして、休んだ日の給与を控除する又は休んだ日の給与を支給しない
- ② 年次有給休暇を消化して、給与を通常通り支給する
- ③ 上記②の年次有給休暇とは別の休暇制度を作り、それを取得して、給与を通常通り支給する。

上記③を利用したときは、小学校休業等対応助成金を会社が受給できます。

この助成金をりようすれば、会社が従業員に支払った金額とほぼ同じ金額を会社は受給することができます。

<注意点>

※休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも

要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。(就業規則に記載がなくてもOKということです)

また、年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱いも対象になります。

事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意が必要です。

※小学校休業等対応助成金は、本来、感染防止のために学校を臨時休業したり、感染した・感染の恐れのある子の世話をしたり

するときのものですが、リモート授業でも該当します。

茨城県の対応

https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/220125_mannennboushi.html

小学校休業等対応助成金のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

.....

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

上記の場合、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は使えませんかという質問があります。

要は、年次有給休暇とは別の有給休暇を与えて賃金を先払いするのは、厳しいので、休業支援金・給付金が使えないかということです。

この休業支援金・給付金は、会社が従業員に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、

休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給するものです。

そのため、小学校がリモート授業をするために会社を欠勤して、その給与を払わずに、従業員への補填のために、

この休業支援金は使用できません。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000811764.pdf>

<別の考え方>

従業員から子供の面倒を見るので、会社を欠勤したいという連絡がある前に、新型コロナウイルス感染症の影響があるので、

会社から休業の命令を出し、欠勤した日の分の給与を支払わないときは、この休業支援金を受給できるような気がします。
もっとも、不正受給の取り締まりを行政は強力に進めておりますので、そのような申請をお考えの方は、
行政の相談窓口にご相談ください。
当事務所としては、そのような考え方は助成金の趣旨と異なるので、脱法行為に近いと考えます。

.....
【濃厚接触者の待機期間の変更】

今般、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間について、

・原則、7日間で8日目に解除

・社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いといたします。

ただし、10日間を経過するまでは、検温などで自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、無症状患者(無症状病原体保有者)の療養解除基準についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には、

療養解除を可能といたします。

濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などで自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和4年1月28日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し(10日間から7日への短縮等)や無症状患者(無症状病原体保有者)の療養基準の見直しについては、令和4年1月28日より適用となり、

同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者(無症状病原体保有者)にも適用いたします。

令和4年1月28日一部改正

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

~~~~~  
○企業の継続・発展及び社員の元気を支援する信頼の事務所○

社会保険労務士法人 人事サポート

所長 山崎 和男

〒311-0105 茨城県那珂市菅谷3385-1

TEL 029-295-6679 FAX 029-295-6432

yamazaki@romu.co.jp <http://www.romu.co.jp>

~~~~~